

CONTENTS

- 1-2 ・特別休暇制度を導入しましょう
 - 3 · 「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」 を商標として登録しました
 - 災害発生状況
 - ・令和5年度雇用保険料率のご案内
 - 4 ・連載 第8回「安全の定義は腹落ちできるか(後編)」 愛知労働局 労働基準部 安全課長 濵田 勉 氏
 - 5 ・連載 第1回「カスタマーハラスメント対策への取組み」 馬場社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 馬場 三紀子 氏

- 6・令和4年度「労働問題総合対策セミナー」 開催報告
- 7 ・2022年度 第6回リスクアセスメントセミナーを名古屋市 公会堂4階ホールで開催しました
 - ・2022年度 経営者セミナーを開催しました
- 8 ・当協会 研修会場(ポーラ名古屋ビル会場)の定員数変更 および設備改善のご案内
- 9 ・高所作業車運転技能講習(14Hコース)のご案内
- 10 · 第82回(令和5年度)全国産業安全衛生大会in名古屋
- 11 · 技能講習等講習会予定表

特別休暇制度を導入しましょう

愛知労働局

特別休暇制度を導入しましょう





特別休暇制度とは

特別休暇制度とは、労使による話し合いを通じて、休暇の目的や取得形態を任意に設定できる法定外休暇を指します。病気休暇やボランティア休暇などのほか、従前から多くの企業で導入のみられる慶弔休暇や夏季休暇も、企業により任意に設定された特別休暇です。

※いわゆる失効年次有給休暇の積立休暇について 労働基準法では、年次有給休暇の請求権の時効は2年とされていますが、時効となった年次有給休暇を積み立て、病気や介護など使用目的を限定した特別休暇としている例もあります。

法定休暇とは

法律で定められた 休暇・休業

例) 年次有給休暇

育児休業

介護休業

子の看護休暇

介護休暇

生理休暇

法定外休暇とは

就業規則等により 会社が任意に定めた休暇

例) 病気休暇

ボランティア休暇 裁判員休暇 犯罪被害者等の 被害回復のための休暇

特別休暇制度



本事例集で取り上げる特別休暇制度

本事例集では、特別休暇の中から、

● 病気等に備えた年次有給休暇の取得控えを防止し、年次有給休暇の取得促進につながっている休暇

例) ●病気休暇 等

2 裁判員の選任等の従業員自身がコントロールできない事情に応じたセーフティネットとなる休暇

万一に備えたセーフティネットとなる特別休暇

例) ◎裁判員休暇 ◎犯罪被害者等の被害回復のための休暇 ◎災害休暇(被災時の休暇) ◎病気休暇 等

❸ 地域ボランティア活動への参加など従業員の行動変容のきっかけづくりとなる休暇

従業員の行動変容のきっかけづくりとなる特別休暇

例) ●ボランティア休暇 ●骨髄ドナー休暇 ●自己啓発休暇 等

を中心に取り上げています。



特別休暇制度を導入しましょう

働く方々の個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き 方・休み方を自ら選択できるようにすることで、生 産性向上や多様な人材の確保につながります。そ のためには、年次有給休暇の取得促進がまずは 重要ですので、特別休暇制度の導入に当たって は、年次有給休暇の取得を阻害しないように留 意することが大切です。本事例集の取組事例を 参考の上、働く方々の健康の保持・増進、ワーク・ ライフ・バランス、モチベーションの向上を図り、 その持てる能力を十分発揮できる環境づくりに向 け、特別休暇制度を導入しましょう。

従業員のニーズに合わせた特別休暇制度の導入

- ●特別休暇制度を導入している企業の中には、従業員の声や具体的なニーズが きっかけとなって、病気休暇やボランティア休暇など、新たな休暇を導入したと いう企業も少なくありません。
- ●制度の導入後は、より使いやすい制度とするため、定期的な従業員ニーズ調査 や利用状況のフォローアップを行うとよいでしょう。休暇によっては必ずしも利用 者が多いことがよいわけではありませんが、利用者があまりに少ない場合、使い づらさや制度の周知に問題はないか、他にニーズが高い休暇はないかなどを チェックし、制度の見直しや運用の改善につなげていくことが重要です。





特別休暇制度の導入状況・導入の意義

「令和4年度「仕事と生活の調和 | の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査 | の結果から、本事例集で取り上げている 特別休暇制度の導入状況や労働者のニーズ等をご紹介します。

特別休暇制度の導入状況

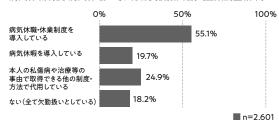
病気休職制度・病気休暇の導入状況を企業に聞いたところ、 「病気休職・休業制度を導入している | 企業が6割弱、「病気休 暇を導入している」企業が2割弱、「本人の私傷病や治療等の事 由で取得できる他の制度・方法で代用している」企業が2割強と なっています。

また、他の特別休暇の導入状況をみたところ、「裁判員休暇」 を導入している企業は4割強、「ボランティア休暇」を導入してい る企業は1割弱となっています。

「骨髄ドナー休暇」「犯罪被害者等の被害回復のための休暇」 については、導入している企業は少ないものの、導入を検討して いる企業が2割弱あります。

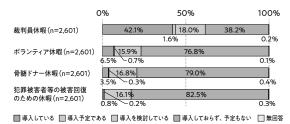
図表1

病気休職制度・病気休暇の導入状況(複数回答)(企業調査結果)



図表2

他の特別休暇の導入状況(単数回答)(企業調査結果)



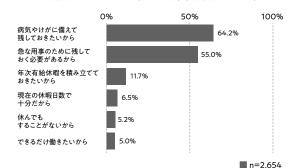
特別休暇制度導入の意義

年次有給休暇を取り残す理由を労働者に聞いたところ、「病 気やけがに備えて残しておきたいから」が6割強でもっとも多く、 次いで「急な用事のために残しておく必要があるから」が5割強 となっています。

病気休暇等の特別休暇制度を設けることで、このような理由 での取り残しを防ぎ、年次有給休暇の取得促進につながること が期待できます。

また、年次有給休暇とは別に、どのような特別休暇があってほ しいと思うかについては、「有給の特別休暇を設けてほしい」と 回答した割合は、「病気休暇」が5割強、「裁判員休暇」が5割弱、 「犯罪被害者等の被害回復のための休暇 | 「骨髄ドナー休暇 | が 4割強となっています。

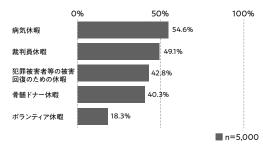
年次有給休暇を取り残す理由(複数回答)(労働者調査結果)



(注)年次有給休暇を「何日か残しておきたいと考えていた」「年次有給休暇は、全く利用する つもりがなかった」と回答した人を対象とした設問。回答割合が高い選択肢6つを抜粋して表示

図表4

各種特別休暇制度について、有給の特別休暇を設けてほしい割合 (労働者調査結果)



(注) 各設問について、「有給の特別休暇を設けてほしい」の回答割合を抜粋して表示(注) ボテンティア休暇については、ボランティア休暇や地域活動への参加意向の有無を 把握するなど、他の特別休暇とは異なる設問群において把握しており、他の特別休暇との 単純な比較はできない点に留意

「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」を商標として登録しました

~重篤な労働災害の撲滅に向けた取組を加速します~

愛知労働局(局長 代田 雅彦)は、重篤な労働災害の撲滅に向けた取組の一環として、「安全経営あいち® 」及び

「あいち安全経営本舗® | の口ゴと名称を特許庁に商標登録出願を行っていましたが、今般、審査が終了し、同口ゴ 等が設定登録されましたのでお知らせします。



愛知労働局

今後は、「安全経営あいち」の考え方に賛同する事業者に、一定の要件の下で使用できるようにするとともに、自 律的な安全衛生管理の普及を促進し、もって重篤な労働災害の撲滅に向けた取組を推進します。

詳細は、QRコードよりご確認ください。

災 生 状 害 発 況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和5年2月7日現在)

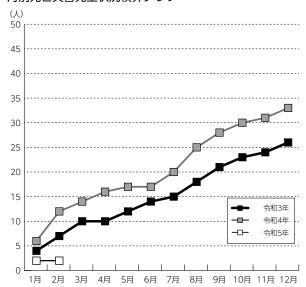
発生日時事故の型/起因物				災害発生状況・原因					
R4.11.21.	11:40		故 (道路) ラック	高速道路で2tトラックを運転中、出口車線において前方のトレーラーに衝突したもの。					
		事業場規模	30~49名	業種 商業	20代 運転者	経験	1年		
R4.12.27.	15:30		女(その他) 他の乗物	静岡県舞阪港沖で曳船を回航中、船尾デッキ上に浸水を確認し、排水を試みたものの沈没に至った。乗船していた2名のうち陸上作業員1名が未だ見つかっていない状況。					
		事業場規模	10~29名	業種 鉄道·軌道·水運·航空業	代 陸上作業員	経験	年		
R5.1.12.	12:58		・巻き込まれ ⁵ ・窯	溶解炉の扉が閉まらなくなったため補修していたところ、落下してきた扉に頭を挟まれた。					
		事業場規模	50~99名	業種 鉄鋼業	30代 作業者·技能者	経験	10年		

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和5年2月7日現在の速報値)

令和 4 年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業	種	別	令和5年 (速報値)	令和4年同時期 (速報値)	令和4年	F暫定値
製	造	業	1	2	6	(2)
	食料品製造	業				
	化 学 工	業				
	鉄 鋼・ 非 鉄 金	属	1		1	(1)
	金 属 製	品		1	2	
	一般・電気・輸送	用		1	2	
	そ の	他			1	(1)
建	設	業		2	12	
	土 木 工 事	業			4	
	建築工事	業		2	6	
	そ の	他			2	
陸	上貨物運送事	業		1	4	
商		業			2	(1)
	卸 売	業			2	(1)
	小 売	業				
	そ の	他				
清	掃・と畜	業	1			
上	記以外の事	業		2	11	(4)
合		計	2	7	35	(7)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



令和5年度雇用保険料率のご案内

厚生労働省

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の 事業は7/1,000に変更になります)。
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です)。

<令和5年度の雇用保険料率>

負担者	① 労働者負担	② 事業者負担		0.0		
事業の種類	(失業等給付・育児休業給 付の保険料率のみ)		失業等給付・育児休業 給付の保険料率 雇用保険二事業の 保険料率		一 ①+② 雇用保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
農林水産・清酒製造の 事業 ※	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000	
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000	

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

安全の定義は腹落ちできるか(後編)

愛知労働局 労働基準部 安全課長 濵田 勉 氏

安全とは、「許容できないリスクがないこと(ISO/IEC ガイド51)」と定義されているが、これが腹落ちされるには、越えられなければならない、いくつかのハードルが存在する。

前編(2023年1月号)で第1のハードルについて触れたが、今号では続きを取扱ってみたい。

第2のハードルは「許容」という意味合いの理解である。一体何を「許容」するのだろうか。

例えばファンヒーターには、化石燃料を燃やして暖をとる目的で使用される。燃料を燃やすためには空気が必要で、その空気は室内から取り入れ、燃焼したガスは室内に排気される。

ファンヒーター本来の機能部分がむき出しになっていると、炎や電気回路に容易に触れてしまうことになり、恐ろしくて使用に耐えない。このため、ファンヒーターはデザインも兼ねて外装が施される。しかし、炎と電気回路に触ることは外装によって「リスク低減」されたが、家の中で化石燃料を燃やす構造が変わったわけではない。

暖房器具である以上、吹き出してくる熱と二酸化炭素、一酸化炭素(排気ガス)は取り去ることができない。これを「残留リスク」という。

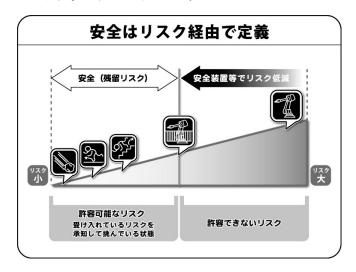
ファンヒーターを利用するのであれば、この残留リスクについては「そこまでは良いとして認める」、つまり「許容する」必要がある。

基本的に、安全の定義にある「許容する」とは、残留リスクなどによって発生する事故を容認するという趣旨でなく、残留リスクを承知し、対応できる知識と行動を身につけて挑むということだ。

しかし、前号で触れたように「安全とは事故がないこと」と理解されている場合には、きまって「事故が起きても良い」との誤解へ行き着く。絶対安全の信仰呪縛はあらゆるところに影を落とす。

先ほど、あえて「基本的に」と記述した。事故が起きても良いという趣旨ではないが、いちいち相手にしないリスクというものがあるからだ。

例えば私たちの食卓で、ほぼ毎日必ず関わる食塩や醤油 も、一度に大量に摂取すれば中毒を起こすことが知られて いる。体重60kgに換算すると、食塩ではだいたい30gから 300gの摂取で中毒が起きるらしい。昔ながらの梅干しに 換算すれば、6個から65個くらいを一度に摂取する計算に なる。同様に、醤油にも食塩が含まれており、醤油の量に 換算すれば、だいたい1リットル程度を摂取すれば、同じ ような中毒を引き起こすらしい。



もちろん、食塩や醤油であっても、中毒という事故が起きて良いという趣旨ではない。しかし、醤油を1リットルも摂取するということが、日常生活においては考えにくい。

多くの場合、全てのリスクを取り去ることはできない。 残留リスクとは共存、共生するしかない。安全に対する ルールとは、残留リスクに対して設定する必要がある。

例えばファンヒーターの場合では、

- ■人や燃えやすい物は、吹出口付近から一定の距離を 取る。(火傷や火災防止策)
- ■1時間に1回窓を開けて換気をする。(中毒防止策)

などがこれに該当し、誰もが守らなければならない。

このように、安全とは「状態」を指し、目に見えるものではない。結果として事故のなかったことも、安全の証にはならない。

安全とは、何も起きていない日常において、このような 一連の流れを動的に確認し、維持し続けている状態なので ある。



はまだ つとむ 演田 勉 昭和38年9月生まれ 名古屋市出身

【略歴】

1985年に労働省(現 厚生労働省)に入省し、愛知労働局管内の各労働基準監督署に勤務。 2006年より労働基準監督署の安全衛生課長などを歴任し、19年に同局 労働基準部 安全課 主任安全専門官、21年に同部 健康課長、22年4月より同部 安全課長に就任し、現在に至る。

【著書】

「主(あるじ)なき安全〜リスクアセスメントの暴走〜」「安全は対策から戦略へ〜リスクアセスメントの本質〜」「あしたを感じながら〜安全・安心とは何か?リスクアセスメントの入口〜」「リスクアセスメント〜安全の見える化〜」「安全はマネジメント〜リスクアセスメントの活かし方〜」(いずれも㈱労働調査会発行)

【講演】

安全という重いテーマだからこそ、「伝える」ことでなく「伝わる」ことへのこだわりをもった 講演を生涯のテーマとし、これまで16年間で講演数430回、聴講者約70,000人の実績あり。

連載 第**1**回 (全6回)

カスタマーハラスメント対策への取組み

馬場社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 馬場 三紀子 氏

「部長、あの社長の言動にはもう耐えられません!」 「そんなこと言うなよ。あの会社とは古いつき合いで、 大口の客先なんだぞ。俺も営業の仕事を始めたころ、よく そういうことはあった。今夜、飲みにでも行くか。」

この対応で翌朝、部下の悩みが解消されていればいいのですが、場合によってはその上の上司に「問題を放置された。メンタルヘルス不調になった。」と申し出る可能性があります。

昨年2月に、厚生労働省は「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表しました。当該マニュアルによると、カスタマーハラスメント(以下、「カスハラ」という。)とは、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」とあります。つまり、①顧客等の要求内容に妥当性はあるか、②要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当かという観点が判断基準として考えられるとしています。

①については、顧客が購入した商品に自社の過失、商品の 瑕疵がなければ、顧客の要求には正当な理由がないと考え られ、②については、顧客等の要求内容に妥当性がある場 合であっても、暴行や暴言、土下座の要求や居座りといっ た行動はカスハラに該当する可能性が高いとあります。

こうした顧客等からの著しい迷惑行為、カスハラに事業 主が適切に対応しなければ、労働者から安全配慮義務違反 を問われることになってしまいます。

そこで、カスハラ対応を十分に行ったとして会社の責任が否定された裁判例(東京地判平30・11・2)をご紹介します。小型食品スーパーマーケットでレジ打ちなどを担当していた有期契約労働者が買い物客とレジ精算時にポイントカードのポイント付与でトラブルになり、当該労働者は会社に対して労働者の生命、身体の安全を確保しつつ労働することができるように必要な配慮を欠いたとして、慰謝料105万円等の損害賠償請求をしました。判旨の中で、会社は苦情を申し出る客の対応について、「入社テキスト」を配布して初期対応を指導していた、店舗マネー

ジャー不在時には「サポートデスク」や近隣店舗のマネージャー、エリアマネージャーに連絡できる体制や、店員が接客においてトラブルが生じた場合の相談体制があった、レジカウンターには、非常事態に備えて通報用の緊急ボタンが設置されており、その存在は従業員に周知されていた、深夜時間帯の従業員を1名ではなく必ず2名以上配置し、一人が接客しながら、他の一人が相談及び通報等をして接客トラブルに対応できるようにしていたとして、当該労働者が主張する「入店拒否措置」という厳しい措置を早期に選択すべき義務はなかったとし、損害賠償責任を否定しました。

先述のマニュアルにカスハラを想定した事前の準備として、①事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発、②従業員(被害者)のための相談対応体制の整備、③対応方法、手順の策定、④社内対応ルールの従業員等への教育・研修とありますが、カスハラの発生を事前に想定し、従前から対策及び教育・指導を実施していたということになります。

カスハラが実際に起こった際の対応としては、⑤事実関係の正確な確認と事案への対応、⑥メンタルヘルス不調への対応といった従業員への配慮の措置、⑦再発防止のための取組、⑧①から⑦までの措置と併せて講ずべき措置、例えば相談者のプライバシーを保護するために必要な措置等を講じ、従業員に周知することが挙げられています。

また、業種や業態、企業文化などの違いから、カスハラの判断基準は企業ごとに違いがでる可能性があることから、各社であらかじめカスハラの判断基準を明確にした上で、企業内の考え方、対応方針を統一して現場と共有しておくことが重要としています。

カスハラをうけた後の労働者の行動について、「社内の上司に相談した」と回答した割合が48.4%と全体の約半数を占めた調査結果(令和2年度厚生労働省職場のハラスメントに関する実態調査)もあります。

「お客様は神様です」という意識を改め、事業主は労働者一人に抱え込ませることなく、組織としてカスハラ対策に取り組むことが必要です。



馬場社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 馬場 三紀子

平成 2 年、馬場社会保険労務士事務所開業。経営学修士、CFP®(日本FP協会)、内部監査士。現在、社労士会労働紛争解決センター愛知 あっせん人、愛知県ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント、愛知県雇用労働相談センター 相談員及びセミナー講師。元愛知労働局紛争調整委員(あっせん委員)。

<著作物>

「誰にもわかる社会生活六法」(共著 新日本法規出版(株)) 「非正規社員をめぐるトラブル相談ハンドブック」(編集代表 新日本法規出版(株))座長。ほか

令和4年度「労働問題総合対策セミナー」開催報告

さる1月27日、愛知県下各労働基準協会は名古屋市公会堂(名古屋市昭和 区) 4階ホールにおいて「令和4年度 労働問題総合対策セミナー」を無料開催 しました。セミナーには愛知県内事業場の経営者・労務人事・安全衛生部門責任 者・担当者など、会場での対面受講と後日配信するインターネット視聴合わせて 160名が参加しました。

本セミナーは今年度より愛知県下15協会の主催とし、また企業共通の課題を 広く共有し企業繁栄につなげることを目的に、無料開催としました。

セミナーでは、はじめに一宮労働基準協会 大森 輝英 会長(大森石油株式会社 代表取締役社長)が開会挨拶を行い、続いて宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤 俊夫 弁護士が「高年齢者の雇用をめぐる諸問題」と題する特別講演を行いました。宮 澤弁護士からは、高年齢者雇用安定法、再雇用と同一労働同一賃金、65歳定年 制と高齢社員の処遇、ジョブ型賃金システムについて、豊富な裁判例とともに 解説が行われました。

次に「高年齢者の労務・安全衛生管理と活躍促進」を共通テーマにパネルディ スカッションが行われました。

パネリストとコーディネーターは次の通り。

「パネリスト」

宫澤俊夫法律事務所所長 宮澤俊夫弁護士

吉山社会保険労務士事務所所長 愛知労働局総合労働相談員 吉山嘉久特定社 会保険労務士

(株)アイシン グループコーポレート基盤本部安全健康推進部 平野元彦部長 (公社) 愛知労働基準協会 塩谷欽一事務局長代理 (元名古屋東労働基準監督 署長)

「コーディネーター」

(一社) 名北労働基準協会専務理事・事務局長 市之瀬高司特定社会保険労務士



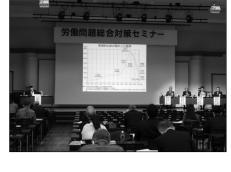
吉山社会保険労務士事務所 所長 特定社会保険労務士 吉山 嘉久 氏



グループコーポレート基盤本部安全健康推進部 部長 平野 元彦 氏



(株)アイシン





大森石油株式会社代表取締役社長 大森 輝英 氏



宮澤俊夫法律事務所所長 弁護士 宮澤 俊夫 氏



(公社) 愛知労働基準協会 事務局長代理 塩谷 欽-

パネルディスカッションでは共通テーマを下記の項目に分け、各パネリストが それぞれの立場から行う発表をコーディネーターがまとめながら考察を深めまし

- ①高年齢者の労働条件と職務
- ②高年齢者の労働災害防止と健康確保
- ③高年齢者の就労意欲の増進と活躍促進
- 以上をもってセミナーは盛会裏に終了しました。



(一社) 名北労働基準協会 専務理事・事務局長 特定社会保険労務士 市之瀬 高司 氏

2022年度 第6回リスクアセスメントセミナーを名古屋市公会堂4階ホールで開催しました

第6回リスクアセスメントセミナーは、2022年度の最終回として、当協会及び県下地区労働基準協会が主催し、愛知労働 局、名古屋市内の4労働基準監督署、建設業労働災害防止協会愛知県支部及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支 部の共催により、2月2日(木)、名古屋市公会堂4階ホールにおいて、WEB同時配信により行われました。当日、会場参加で は東海3県から、WEB参加では北は岩手県、南は福岡県の全国18都府県から、約500名と多くの企業の担当者等が参加され ました。



名古屋東労働基準監督署長 藤原 隆 氏

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等 の普及促進を図るため、「リスクアセスメント出前講座」を行っており、今回のセ ミナーも、この出前講座の一環として開催しました。

当日は、冒頭、名古屋東労働基準監督署長 藤原 隆 氏により挨拶があり、リスクを 回避するための情報把握の重要性や行政課題の現状等についてお話がありました。

続いて愛知労働局労働基準部安全課長 濵田 勉 氏により、「リスクアセスメント〜 労働安全衛生マネジメントを進めるために~」と題し、講演が行われました。リス

クアセスメントを正しく理解するためには、

危険源と作業の関りを整理することが肝要で、作業を把握する仕組みや作業と関わ る危険源の範囲等について説明されました。また、飲食店や小売業などの第3次産業 向けにも、分かりやすく要点を説明されました。講演では、愛知労働局が進めてい る「安全経営あいち® | (安全管理を事業経営と一体的に行うことで、生産性、品 質、コスト、環境なども一体的に管理向上させることができるとの考え)について 説明があり、普及に使用しているロゴ「安全経営あいち®」の紹介がされました。



愛知労働局労働基準部 安全課長 濵田 勉 氏

< 2023 年度リスクアセスメントセミナー開催予定> 今年度に引き続き、各地区で開催しますので奮ってご参加ください。

6月14日(水)	西尾コンベンションホール 大ホール	会場
7月10日(月)	名古屋市公会堂 4 階ホール	会場・WEB
10月17日(火)	あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター 交流ホール (刈谷)	会場
11月22日(水)	豊川市文化会館 中ホール	会場
2024年3月	名古屋地区	会場・WEB

「安全経営あいち®」については、 QR コードよりご確認ください。



なお、第82回全国産業安全衛生大会in名古屋(9/27~29)では、分科会において、「安全経営あいち® 」を通じたリスク アセスメントの普及について、研究発表されます。

2022年度 経営者セミナーを開催しました

2月8日(水)、名古屋国際会議場(名古屋市熱田区)において、WEB同時配信により、2022年度経営者セミナーを開 催しました。



安西法律事務所 所長 弁護士 安西 愈 氏

講師の安西法律事務所 所長 弁護士 安西 愈 氏により、「中小企業の増率割増賃金 の施行と労働時間管理の諸問題・使用者の健康配慮義務と留意点 | と題して、講演 が行われました。前半は、本年4月から中小企業にも適用される1ヵ月60時間超の 時間外労働に対する割増率の引上げについて、対象となる労働時間を変形労働時間 制やみなし労働時間制の場合に即して、また、引上げの割増賃金部分の代替休暇制 の適用について、解説がなされました。

後半には、労働時間管理の適正化と記録の必要性について、労働時間の把握・記 録義務と責任や長時間労働者への医師による面接指導制度における労働時間の状況

の把握の点等から解説が行われました。また、長時間労働と使用者の健康配慮義務について、長時間労働問題の厳しさや経 営トップへの責任追及の問題を提起し、長時間労働による脳心・精神障害の労災認定と使用者の対応、安衛法の健康診断等 と健康管理上の措置の重要性等について解説が行われました。

当協会 研修会場(ポーラ名古屋ビル会場)の定員数変更および設備改善のご案内

新型コロナウイルス感染症等における社会経済の活動緩和および全国講習団体の開催状況を踏まえ、4月1日以降の講習より、当協会研修室(ポーラ名古屋ビル9F)の定員数を変更します。

	現行 (~3/31)	変更後 (4/1~)		対 応
第1研修室	50名	78名	長机(2名掛け 用)の縦1列を 間引きし、 1 名 掛 け	
第2研修室	40名	60名	↓ 2 名 掛 け に変更します。	
第3研修室	50名	100名	長机 (2名掛け 用) を撤去し、 1名掛け机へ 変更します。	

また、従来の感染予防対策に加え、高性能空気清浄機工アドッグ (Air Dog X8 Pro) を順次設置しています。

受講者数を制限している現行では、受講予約の取りづらい状況が続いており大変ご迷惑をおかけしておりますが、定員数の制限緩和に向けて感染予防対策を万全に講じたうえで、受講生の皆さまにはより良い講習を安心して受講していただけるよう、環境の整備に継続的に取り組んでまいります。



高所作業車運転技能講習(14Hコース)のご案内

登録番号:第1427号/登録の有効期間の満了日:2023.10.1

「高所作業車」運転の業務(作業床の高さ10m以上)に従事するには、労働安全衛生法の規則により、高所作業車運転技能講習を修了しなければなりません。

当協会では、2022年度10月より標記講習を開催しております。

本講習を受講し、学科および実技修 了試験に合格された方に修了証を交付 いたします。奮ってご参加ください。



開催日

	開催日				
回数	学科	実技			
	3月24日(金)	27日(月)			
第3回	3月24日(金)	28日(火)			
	3月24日(金)	29日(水)			

会場

学科:ポーラ名古屋ビル

(名古屋市中区栄2-9-26)

実技:ポリテクセンター名古屋港

(名古屋市港区潮凪町3)

定員

各回10名

講習時間

法定講習14時間

1日目8:20~18:50 2日目9:00~17:00

受講料

テキスト代・消費税を含みます。

合計 42,090円

(受講科40.000円・テキスト代2.090円)

受講資格、最新の講習会予定、申込先は下記WEBサイトからご確認ください。

愛知労働基準協会

検索

https://www.airouki.or.jp

主催:公益社団法人愛知労働基準協会

〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26 電話 052-221-1436



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課 TEL: 03-3452-6402 https://www.jisha.or.jp/

主催:中央労働災害防止協会

協力:公益社団法人 愛知労働基準協会・愛知県下地区労働基準協会

協賛:各都道府県労働基準協会(連合会) ほか





技能講習等講習会予定表

※NSB東海への入構には、新型コロナワクチン接種済み(4回以上)の証明が必要です。

べいのした人は、マング(P)には、利用コロンシンシン及(国内人) やになればない なんじょう										
			学 科		実 技					
		B	会 場	В	会 場	В	会 場	B	会 場	
		3	アイプラザ豊橋	5.11.12	トピー工業					
	38		ポーラ名古屋ビル	8.9.10	トヨタL&F白金	12.19.26	L&F北名古屋			
フ フ オ	3H	10	豊和工業	13.14.15	トヨタL&F白金	16.17.20	トヨタL&F白金			
		20	ポーラ名古屋ビル	22.23.24	トヨタL&F白金	27.28.29	トヨタL&F白金			
31 l 技 H ク能	4月	4	ポーラ名古屋ビル	5.6.7	NSB東海	9.16.23	L&F小牧			
コリ農	4月	20	ポーラ名古屋ビル	24.25.26	NSB東海	24.25.26	トヨタL&F白金	27.28.5/1	トヨタL&F白金	
フ語		2	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	NSB東海	10.11.12	トヨタL&F白金	14.21.28	L&F北名古屋	
〇 運 転		12	豊和工業	15.16.17	トヨタL&F白金	18.19.22	トヨタL&F白金			
虹	5月	12	トヨタ教育センター	13.14.15	トヨタ教育センター	20.21.22	トヨタ教育センター			
			ポーラ名古屋ビル	29.30.31	トヨタL&F白金	26.29.30	NSB東海	31.6/1.2	NSB東海	
		26	とよはし産業センター	29.30.31	とよはし産業センター					

		20 ; CSISUE	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	29.30.31	このほり注
	講習会	会 場	3月	4月	5月
	ガス溶接	(学) ポーラ名古屋ビル	15	3	
	【学科1日実技1日】	(実) トヨタ教育センター	18	8	
			(学) 1.2	(学) 5.6	(学) 10.11
			(実) 3	(実) 7	(実) 12
			(学) 8.9	(学) 12.13	(学) 17.18
			(実) 10	(実) 14	(実) 19
			(学) 13.14	(学) 19.20	(学) 24.25
		ポーラ名古屋ビル	(実) 15	(実) 21	(実) 26
			(学) 22.23	(学) 26.27	(学) 29.30
			(実) 24	(実) 28	(実) 31
	酸素欠乏·硫化水素		(学) 27.28	(2) 20	(2) 31
	危険作業主任者		(実) 29		
	【学科2日実技1日】		(天) 29		(224) 4.6.47
		とよはし産業人材教育センター			(学) 16.17
			000 4647		(実) 18or19
		アイプラザ半田	(学) 16.17		
			(実) 20or21		
		トヨタ教育センター		(学) 13.14	
				(実) 18or19	
		(学) 豊和工業		(学) 10.11	(学) 15.16
		(実) ポーラ名古屋ビル		(実) 15	(実) 20
技		ポーラ名古屋ビル	1.2	5.6	10.11
能	有機溶剤 作業主任者 【学科2日】		16.17	10.11	17.18
講			22.23	26.27	27.28
習		アイプラザ豊橋		25.26	
		トヨタ教育センター		24.25	
		江南市民文化会館	1.2		
		ポーラ名古屋ビル	3.6	3.4	8.9
		パッカロ座にル		17.18	16.17
	特定化学物質	学物質日本特殊陶業市民会館			
	及び	口华村外闽来门氏五站	22.23		
	四アルキル鉛等 作業主任者	トヨタ教育センター			29.30
	【学科2日】	アイプラザ豊橋		12.13	24.25
		名古屋国際会議場	14.15		
		コロ圧国际本政場	20.21		
	プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	27.28	10.11	29.30
	乾燥設備作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	8.9	12.13	23.24
	高所作業車	(学) 豊和工業	24		
	【学科1日実技1日】	(実) ポリテクセンター名古屋港	27or28or29		
	はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2	24.25	8.9
			16.17	3.4	12.13
			27.28	5.6	18.19
	石綿作業主任者	ポーラ名古屋ビル		13.14	27.28
	【学科2日】			19.20	29.30
		ポーラ (リモート)	16.17		
		\- = 1/		<u> </u>	L

	講習会	会 場	3.	月	4.	月	5月
			6.	.7			
	石綿作業主任者 【学科2日】	名古屋国際会議場	9.	10			
仕			21.	22			
技能	鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	7.	8	18	.19	
講習		(学) 豊和工業	l				8
	ショベルローダー等運転	(実) ポリテクセンター					9.10.11.12
	【学科1日実技3.5日】	(学) ポーラビル	7	7			
		(実) ポリテクセンター	13.14	15.16			
		(学) ポーラ名古屋ビル					20.21
	アーク溶接	(実) ポリテクセンター					27
	【学科1.5日実技1.5日】	(学) ポーラ名古屋ビル	4.	5			
		(実) 愛知製鋼	7	7			
	自由研削といし取替・試運転	ポーラ名古屋ビル	6	5	1	7	22
	【学科·実技1日】	パークも口圧とル	2	0			
	機械研削といし 取替 試運転	トヨタ教育センター					(学) 8
	【学科1日実技0.5日】	1 37 30 6 2 7					(実) 9or10
特品		(学) ポーラ名古屋ビル	ļ				15.16
教	産業用ロボット(検査・教示)	(実) 三菱電機					17or18or19
育	【学科2日実技1日】	(学) エイジェック	6.	.7			8.9
		(実) エイジェック	8or9	or10			10or11or12
	電気自動車整備業務【学科·実技1日】	名鉄自動車学校	16				
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル			1	8	
	低圧電機	ポーラ名古屋ビル	(学)13	(学)22	(学)11	(学)24	(学) 31
	【学科1日実技1日】		(実)14	(実)23	(実)12	(実)25	(実) 6/1
	フルハーネス(6H)	ポーラ名古屋ビル	9	9	7	7	1
	【学科·実技1日】				2	1	15
	ダイオキシン【学科1日】	ポーラ名古屋ビル					23
	安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			24.	25	
	局所排気装置等自主検	ポーラ名古屋ビル					(学) 22.23
能	查者【学科2日実技1日】						(実) 24or25
力向	マスクフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂	2	-	2		31
向上等			8.		27.	28	
	石綿調査者【学科2日】	国際会議場	14.				
			22.	.23			
GA.		ポーラ名古屋ビル					10.11
強会	衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル					8.9.15.16

日付のの表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	3月	4月	5月
最近の労働トラブルの防止を分かりやすく学ぶセミナー	2 名古屋市公会堂		
化学物質の自律的な管理にむけて	27 名古屋市公会堂		
化学物質管理実務対応セミナー		21 名古屋市公会堂	

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。